



出産された皆さんに

出産時の届出・申請

はじめの
一歩★

出生届を出しましょう

赤ちゃんが生まれたときは、**生後14日以内**に各区役所の市民課に出生届を出してください。

届出には、**出生証明書・母子健康手帳（親子健康手帳）を持参**してください。



子ども医療費助成制度について

堺市内に住民登録のある18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子どもが、医療機関等を受診したときの医療費（保険診療分）の一部を助成しています。（所得制限なし。一部自己負担額あり。入院時の食事代を含む。）

申請により、子ども医療証を発行します。

また、令和3年4月以降、堺市に在住する保護者が監護する子が、学校等への進学等のために転出する場合も対象となります。（転出先の自治体で医療費助成を受ける場合を除きます。）

問合せ ▶ 各区保険年金課

児童手当について

児童手当は、0歳から高校生年代（18歳に達した日以後最初の3月31日）までの児童を養育している人に支給されます。

請求手続きが遅れますと、支給開始月も遅れますので、出生届と併せて、すぐに手続きをしてください。公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

子育てで、おトクなこともある 「まいど子どもカード」

大阪府では、次世代育成支援対策の一環として、子育て世帯を社会全体で応援するために、「まいど子どもカード事業」を展開しています。18歳未満の子どもがいる世帯の人（妊娠している人、同居の祖父母も対象）は、どなたでも会員になれます。協賛店で特典を受ける際にスマホに表示された「まいど子どもカード」を提示すると、割引・特典などのサービスを受けることができます。

まいど子

検索

問合せ ▶

まいど子どもカード・緑ジョイパス事務局
TEL 050-8889-5666

受付時間 10:00～17:00（平日）

相談★
できます

乳児家庭全戸訪問について

赤ちゃんが生まれたらおおよそ生後4 か月頃までに、①もしくは②のいずれかの訪問者がご自宅を訪問します。

①こんにちは赤ちゃん訪問

子育てに関する情報提供や相談を行います。

（訪問者）身近な地域の保育施設の保育士等

※申込不要、訪問日時はハガキでご案内します。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

②新生児訪問指導

訪問指導（母子の健康相談、体重測定）、子育てに関する情報提供や相談を行います。

（訪問者）助産師または保健師

※申込要。電子申請または、母子健康手帳別冊に添付の

「出生連絡票兼訪問依頼票」でお申し込みください。

問合せ ▶ 各区保健センター

低体重児の場合の届出と支援

低体重児出生の届出義務

体重が**2,500グラム未満**の赤ちゃんが出生したときは、母子健康手帳別冊に添付の「**出生連絡票兼訪問依頼票**」（電子申請可）に必要事項を記入して、管轄の保健センターへ郵送してください。保健師等がご家庭を訪問して相談や保健指導を行います。

問合せ ▶ 各区保健センター

小さく生まれた赤ちゃんのための サポートブックをお渡しします

おおさかりトルベビーハンドブックは**出生体重がおおむね1,500グラム未満**の赤ちゃんと保護者のためのサポートブックです。小さく生まれた赤ちゃんの成長や発達を記録・確認できます。母子健康手帳と一緒にご活用ください。府内医療機関で配付します。おおむね3歳までの子どもの保護者で配付を希望される方には、お住まいの区の保健センターで配付します。

問合せ ▶ 各区保健センター

養育医療の給付

体重が2,000グラム以下などで、入院し養育が必要な赤ちゃんが指定医療機関に入院したときは、その養育にかかる医療費（保険診療分）を公費で負担する制度です。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医を持ち、普段から子どもの健康管理や急病時の対応など相談しておきましょう。

病気やケガをした時の対応等について記載しています。

問合せ ▶ 健康医療政策課



妊娠に
関すること

出産された
皆さんに

あなたの子育て
に
応援します

子育てを
楽しみたい
ように

小学校
入学に
むけて

子どもの安全と
緊急時のこと

外国人の方
のために
日本語を
使った
案内を
提供します

健康診査と各種教室

★子どもの健やかな成長のため
乳幼児健診を受けましょう★

妊娠に
関すること

出産された
皆さんに

あなたの子育て
に

子育てを
楽しみたいよう

小学校
入学にむけて

子どもの安全と
緊急時のこと

外国人の方の
ために
日本語・English・Korean
・Thai・Vietnamese

新生児聴覚検査

新生児を対象に、聴覚検査を大阪府内の医療機関等で実施しています。

この**検査に要する費用の一部を堺市が負担**します。受検される際は、母子健康手帳別冊に添付しています「新生児聴覚検査受検票」に必要事項を記入し、協力医療機関等の窓口へ検査前に提出してください。検査結果*に応じて、保健センターから保護者の方に連絡させていただきますことがあります。

問合せ ▶ 各区保健センター

乳児一般健康診査(前期)

生後1～3か月児を対象に、乳児一般健康診査(前期)を大阪府内の医療機関で実施しています。

この**健康診査に要する費用は堺市が負担**します。

受診される際は、母子健康手帳別冊に添付しています「乳児一般健康診査受診票」に必要事項を記入し、協力医療機関の窓口へ健診前に提出してください。

健診結果*に応じて、保健センターから保護者の方に連絡させていただきますことがあります。

問合せ ▶ 各区保健センター

4か月児健康診査

おおむね生後4か月児を対象に、健康状態や発達を確認し、育児等の相談にも応じています。

各保健センターからご自宅に健康診査のお知らせが郵送されます。指定日時にご都合がつかない場合は日程の変更ができますので、健康診査を必ず受けましょう。

問合せ ▶ 各区保健センター

乳児一般健康診査(後期)

生後9～11か月児を対象に、乳児一般健康診査(後期)を大阪府内の医療機関で実施しています。

受診される際は、4か月児健康診査時にお渡しする「乳児後期健康診査受診票」に必要事項を記入し、協力医療機関の窓口へ提出してください。

健診結果*に応じて、保健センターから保護者の方に連絡させていただきますことがあります。

問合せ ▶ 各区保健センター

大阪府外で乳児一般健康診査・新生児聴覚検査を受診(検)した方などへの費用助成

大阪府外(日本国内に限る)で乳児一般健康診査・新生児聴覚検査を受診(検)した方や受診(検)票紛失等の理由により本市発行の受診(検)票を使用せずに大阪府内の医療機関を受診(検)した方などを対象に、公費負担額を限度として乳児一般健康診査・新生児聴覚検査に要した費用の一部を助成します。

問合せ ▶ 各区保健センター

1歳6か月児健康診査

1歳6か月頃は、心身の発育・発達状態が子どもの言動に表れてくる頃で、心身の発育・発達状況を把握し、必要な場合は、早期に対応していくことが大切です。

「ことば」や「ところ」の発達が心配なときは、心理職による相談も行っています(別日開催)。

また1歳6か月児健康診査時に、むし歯予測検査を行います。これは、口の中にいるむし歯菌が、むし歯をたくさんつくるか、そうでないかを調べる検査です。各保健センターからご自宅に健診のお知らせが郵送されます。指定日時にご都合がつかない場合は日程の変更ができますので、健康診査を必ず受けましょう。

問合せ ▶ 各区保健センター

3歳児健康診査(3歳6か月児)

3歳児健康診査では、**心身や社会性の発育・発達**について、**視力・聴力**の確認や尿検査等を実施します。

各保健センターからご自宅に健診のお知らせが郵送されます。指定日時にご都合がつかない場合は日程の変更ができますので、健康診査を必ず受けましょう。

問合せ ▶ 各区保健センター

こんなときは保健センターへご連絡を

健康診査の受診日程・場所を変更したい時や、受診案内が届かない時、里帰り出産等で他市で受診される方は、管轄の保健センターへご連絡ください。

* 健診(検査)結果の情報は、個人情報保護に関する法律に基づき、受診者の健康の維持向上のため、適正に取扱います。

離乳食講習会

予約制・無料

これから離乳食を始める方を対象にした講習会です。離乳食の進め方の講話や調理実演などを実施します。

カミカミ・パクパク離乳食講習会

予約制・無料

9か月児前後の赤ちゃんの保護者を対象にした講習会です。

問合せ ▶ 各区保健センター

子どもの歯相談室

予約制・無料

各保健センターで歯科検診・相談や歯みがき指導などを実施しています。また希望者にはフッ化物塗布を実施しています。**お一人一回限り、1歳6か月以上4歳未満の方が対象**です。

問合せ ▶ 各区保健センター

乳幼児期に受ける予防接種

感染症を予防する方法の一つに予防接種があります。これは、細菌やウイルスによって起こる病気に対し、人工的に免疫(抵抗力)をつくり、発病を予防する最も効果的な方法です。

一般に、健康な人が予防接種を受ければ、ほとんどの人が免疫を獲得でき、通常その病気にかかりませんが、受ける人の体質、そのときの体調などによって免疫がつかないこともあります。また、ある程度の副作用(副反応)がでることがあります。

病気の特徴や予防接種の効果、副反応などについて十分知っていただいたうえで、保護者の方の意思に基づいて実施しますので、**予防接種手帳の内容をよく読んで**、お子さんの健康状態のよいときに接種を受けられるようこころがけてください。

(堺市では、予防接種手帳を母子健康手帳の交付時にお渡しします。)

市内の予防接種実施医療機関についてはこちら→



▼予防接種の対象年齢と接種計画

1年を通じ市内の実施協力医療機関で行っています。

	2か月	3か月	6か月	7か月	8か月	9か月	12か月 (1歳)	15か月	18か月	24か月 (2歳)	36か月 (3歳)	48か月 (4歳)	60か月 (5歳)	90か月 (7歳半)
B C G														
B 型肝炎														
口 タ														
※ ヒ ブ														
小児用肺炎球菌														
※ ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ ・ヒブ (五種混合)														
※ ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ (四種混合)														
麻疹・風しん														
水痘														
日本脳炎														

標準的な接種年齢(月齢) 法律で接種が定められている年齢(月齢)

※令和6年4月1日より、ヒブと四種混合が1つになった五種混合が定期接種化されました。ヒブ又は四種混合が未接種の方は五種混合を、1度以上接種している方はヒブと四種混合で接種を完了させます。

こんなときは事前にご連絡を

里帰り出産等により市外の医療機関等で接種を希望する場合は、事前に管轄の保健センターへご連絡ください。

B C G

1歳未満の間に1回接種します。

B型肝炎

1歳未満の間に3回の接種を行います。1回目の接種から27日以上の間隔をおいて、2回目を接種し、さらに1回目の接種から139日以上の間隔をおいて、3回目を接種します。

問合せ ▶ 各区保健センター

妊娠に
関すること



出産されたに
皆さんに



あなたの子育て
に



子育てを
楽しみたいよう



小学校
入学にむけて



子どもの安全と
緊急時のこと



外国人の方の
ために



日本語・English・Korean・Thai・Vietnam



妊娠に関すること

出産された皆さんに

あなたの子育てに

子育てを楽しく

小学校入学に向けて

子どもの安全と緊急時のこと

外国人の方のために
日本語 English 日本語
English 日本語

ロタ

接種するワクチンによって、接種時期及び接種回数異なります。

ワクチン名	ロタリックス	ロタテック
接種時期	出生6週0日後から24週0日後	出生6週0日後から32週0日後
接種回数	27日以上の間隔で2回経口接種	27日以上の間隔で3回経口接種

※初回接種は、出生14週6日後までに受けることをお勧めします。

ヒブ

接種を開始する時期によって接種回数異なります。

接種開始時期	接種回数	接種スケジュール
1回目の接種が生後2か月から7か月未満	4回	初回接種として、1歳までの間に3回接種（標準的には27～56日までの間隔で）を行います。初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて、追加接種を1回行います。（2回目以降の接種が1歳を超えた場合は、追加接種のみ行います）
1回目の接種が生後7か月から1歳未満	3回	初回接種として、1歳までの間に2回接種（標準的には27～56日までの間隔で）を行います。初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて、追加接種を1回行います。（2回目以降の接種が1歳を超えた場合は、追加接種のみ行います）
1回目の接種が1歳以上5歳未満	1回	1回のみ接種します。

小児用肺炎球菌

接種を開始する時期によって接種回数異なります。

接種開始時期	接種回数	接種スケジュール
1回目の接種が生後2か月から7か月未満	4回	初回接種として、2歳までの間に3回接種（標準的には27日以上の間隔で）を行います。初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、1歳以降に追加接種を1回行います。（2回目の接種が1歳を超えた場合、または2歳までに2回目及び3回目の接種が済んでいない場合は、追加接種のみ行います）
1回目の接種が生後7か月から1歳未満	3回	初回接種として、2歳までの間に2回接種（標準的には27日以上の間隔で）を行います。初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、1歳以降に追加接種を1回行います。（2歳までに2回目の接種が済んでいない場合は、追加接種のみ行います）
1回目の接種が1歳以上2歳未満	2回	60日以上の間隔をおいて2回接種を行います。
1回目の接種が2歳以上5歳未満	1回	1回のみ接種します。

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ(急性灰白髄炎)・ヒブ 1期

生後2か月から7か月未満の間に、初回接種3回（標準的にはそれぞれ20～56日までの間隔を空けます）、その後6か月以上の間隔を空けて（標準的には半年～1年半後に）追加接種を1回行います。

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ(急性灰白髄炎) 1期

生後2か月から90か月（7歳6か月）未満の間に、初回接種3回（標準的にはそれぞれ20～56日までの間隔を空けます）、その後6か月以上の間隔を空けて（標準的には1年～1年半後に）追加接種を1回行います。

麻しん(はしか)・風しん 1期・2期

1歳になったら、1期の接種を受けることができます。2歳になるまでのできるだけ早い時期に受けましょう。

2期は5歳から7歳未満で、小学校就学1年前の4月1日から翌年就学前日の3月31日までの間に受けましょう。

麻しん・風しん混合ワクチンの接種が基本となりますが、いずれかの病気にかかったなどで特に単独ワクチンを希望される場合は、単独ワクチンの接種が可能です。

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスに感染しておこる病気です。インフルエンザなどよりも感染力が強く、高熱が1週間ほど続きます。重症化すると、肺炎や脳炎になることもあります。麻しんを予防するためには、予防接種を受けることが最も有効です。1歳になったら、2歳になるまでのできるだけ早い時期に麻しん・風しん混合ワクチン接種を受けましょう。風しん(三日はしか)も予防接種で予防することができます。

水痘(みずぼうそう)

1歳から3歳未満の間に2回の接種を行います。1回目の接種から3か月以上の間隔をおいて（標準的には6～12か月後）2回目の接種を行います。

日本脳炎 1期

生後6か月から90か月（7歳6か月）未満の間に初回接種2回を、6日以上の間隔をおいて行います。その後6か月以上の間隔をおいて追加接種を1回行います。（合計3回）

標準的には、3歳のときに1期初回接種2回を6日から28日の間隔をおいて行います。その後、おおむね1年後に追加接種を1回行います。

病気や障害の場合の申請と支援

自立支援医療(育成医療)費の支給

治療により身体上の障害が軽くなり、**日常生活が容易にできるよう医療が必要な18歳未満の児童**が、指定医療機関で医療(育成医療)を受ける場合、その医療費を公費で負担する制度です。(ただし、世帯の収入に応じて自己負担があります。)

問合せ ▶ 各区子育て支援課



小児慢性特定疾病に対する医療費の負担軽減

市内に居住する**特定の疾病にかかっている18歳未満の児童**の保護者が、申請することにより、医療費の助成を受けることができます。助成の期間は1年以内で、必要に応じて延長の申請をすることができます。(ただし、世帯の収入に応じて自己負担があります。)

問合せ ▶ 各区保健センター・保健医療課

結核児童療育医療の給付

結核にかかっている18歳未満の児童が、指定医療機関で入院して治療を受けながら学習できるよう、その医療費などを公費で負担する制度です。(ただし、世帯の収入に応じて自己負担があります。)

問合せ ▶ 子ども育成課

身体障害者手帳について

右の(1)から(5)に掲げる障害があり、その**障害の程度が1級から6級までに該当する方に交付**されます。

この手帳を持っている方は、その障害の種類・程度によって、各種の福祉サービスを受けることができます。

問合せ ▶ 各区地域福祉課

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚または平衡機能の障害
- (3) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
- (4) 肢体不自由
- (5) 内臓の機能障害
(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害)

療育手帳について

知的障害児(者)と保護者に対して療育の指導や知識の普及を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくすることを目的として、知的障害児(者)に対して交付されます。

問合せ ▶ 各区地域福祉課



SIDS(乳幼児突然死症候群)とは

何の予兆もなく、既往歴がない赤ちゃんが死に至る原因のわからない病気で乳児期の死亡原因の上位です。

生後2か月から6か月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。

SIDSから赤ちゃんを守る3つのポイント

- ①うつぶせ寝は避ける
できる範囲で赤ちゃんの顔が見える仰向けに寝かしみましょう。
なるべく赤ちゃんを一人にしないようにしましょう。
- ②たばこをやめる
妊婦自身が禁煙することはもちろん、妊婦や乳児のそばでの喫煙も避けるようにしましょう。
- ③できるだけ母乳で育てる
人工乳がSIDSを引き起こすわけではありませんが、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんは激しく揺さぶられると、首の筋肉が未発達なために脳が衝撃を受けやすく、脳の損傷による重大な障害を負うことや、場合によっては命を落とすことがあります(乳幼児揺さぶられ症候群)。赤ちゃんが泣きやまず、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ますが、赤ちゃんを決して揺さぶらないでください。乳幼児を激しく「高い高い」をしたり、強く揺るようにしてあやす事は止めましょう。赤ちゃんが泣きやまない時の対処方法などについて、こども家庭庁のホームページで映像をみることができます。

赤ちゃんが泣きやまない こども家庭庁

検索

妊娠に
関すること

出産された
皆さんに

あなたの子育て
応援します

子育てを
楽しみたいよう

小学校
入学にむけて

子どもの安全と
緊急時のこと

外国人の方の
ために
(日本語・English・any
writing・Hindi・Viet)